

感染防止策チェックリストについて

利用の際には、毎回チェックリストを活用し、各項目について確認・遵守してください。全ての項目を遵守できない場合には、利用を認められません。

学校体育施設開放事業で新型コロナウイルスの感染者が出た場合には、消毒作業等で学校を閉鎖することになり、教育現場である学校、その学校に通う児童、生徒たちに多大な迷惑をかけることとなります。

感染症対策を徹底のうえ、事業の実施をお願いいたします。

※チェックリストは、さいたま市HPからダウンロードできます。

トップページ > 観光・スポーツ・文化 > スポーツ・公園・余暇
> スポーツ施設の予約 > 学校体育施設開放運営委員会に関する資料

感染防止策チェックリスト

利用に際して

- 風邪の症状や息苦しさ、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛等の症状がある者は利用しないこと
- 過去2週間以内に発熱・風邪等の症状がある者は利用しないこと
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合には利用しないこと
- 利用前には利用団体に所属する全員の検温を行い、代表者はそれを確認すること
- 施設内ではマスクを着用すること（運動時除く）
- 利用団体で手洗い石鹸（ポンプ式が望ましい）や消毒液（手指消毒用、清掃用）を確保すること
- 保護者による送迎等は必要最小限にすること

利用中

- 利用中は常に換気を行い、こまめな手洗い、手指の消毒を徹底すること
- 利用者同士の接触を避け、利用中はお互いの距離（2mを目安）を確保すること
※強度の高いスポーツの場合には、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- 接触のあるプレーは避けること
- 運動中に痰や唾を吐く行為を行わないこと
- 大きな声で会話、応援等をしないこと
- ミーティング中も三密を回避すること
- 飲料やタオルの共用をしないこと
- 利用団体が利用者に飲料等を提供する際には、使い捨ての容器を用いること

利用後

- 施設利用後は、消毒液を使用して利用した範囲の清掃を徹底すること
※特に学校施設のもの（ドアノブ、トイレ、スポーツ用具（ポール、ネット等））
- 飲み残しの飲料を含め、ゴミは全て持ち帰ること
- 利用終了後は、速やかに学校から退出すること
- 利用団体から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、速やかに
スポーツ振興課（代表電話：829-1111）と学校へ報告すること

その他

- 各競技の協会、連盟が、活動の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを作成、公表しています。利用の際には、ガイドラインを参考とした取組をお願いします。